

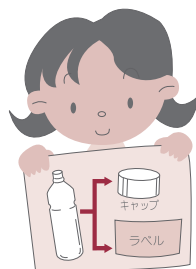
環境インフォメーション

知っていますか？ごみ出しルール

不要なものを何もかも一緒に捨ててしまうのは、暮らしのルール違反です。市では可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみなどの分別収集を行っています。ごみを分けて出せば、焼却施設や環境への負荷も少なくなります。

ごみ出しのルールとは？

1. きちんと分けて、ごみを出しましょう。
2. 収集日当日の朝8時までに出しましょう。また収集日以外は、集積所にごみを出さないでください。
3. 収集できないものは、絶対に出さないでください。



注意：ルールを守らないごみは収集しません。収集できないものや分別の方法等は、「ごみの出し方・リサイクルマニュアル」をご覧ください。

平成25年度からの「蛍光管」については、各地区の指定された粗大ごみ置場に設置してある、専用ボックスに排出することになっています。

「平成27年度ごみ収集日程表」及び「ごみの出し方・リサイクルマニュアル」は、市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページ ⇒ くらし ⇒ 環境・ごみ ⇒ ごみの出し方

■問い合わせ■ 環境課 環境推進グループ ☎52-1111（内線123）

VOL.11

職員のつぶやき ～職員リレートーク～

税務徴収課市民税グループの松本さとみです。グループの中では、主に軽自動車税を担当しています。「ひたまる」や「あゆのぼり」が描かれたオリジナルナンバープレートが大好きで、バイクなどの登録の際には、つついオススメしています。

まだ右も左も分からず、周りの皆さんに支えられて業務を覚える日々ですが、一日でも早く市職員として一人前になって、市民の皆さんのお役に立てるようがんばります。



税務徴収課資産税グループの吉川あやのです。梅雨の季節が近づいてきましたが、先日初めて傘を洗いました。気になっていたカビ臭さがなくなり、開くたびに石鹸のいい香りがするようになりました。雨の日でも、少し快適に過ごせそうです。

仕事は、固定資産税に関わる土地や家屋の評価、課税台帳の管理などに取り組んでいます。まだまだ不慣れなことが多く、周囲の皆さんから教えてもらう毎日ですが、一日も早く市民の皆さんのお役に立てるようがんばります。

